

千葉県告示第446号

道路の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和5年5月25日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年5月25日

千葉市長 神谷俊一

路線名	供用開始区間	供用開始期日
市道 作草部町32号線	稲毛区作草部1丁目909番1から 稲毛区作草部町1036番3まで	令和5年5月25日